

関西学院大学大学院司法研究科における FD活動の取り組み

関西学院大学大学院司法研究科 教授
荒川雅行

要旨

本小稿は、本学大学院司法研究科すなわちロースクールにおける開学以降（2004年4月以降）におけるいわゆるFD活動の取り組みについて紹介したものである。

本学ロースクールもすでに2008年に、外部評価すなわち財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受け「適合」との評価を受けているが、本稿はそのときに提出した自己点検報告書が本稿のベースとなっている。

その主な内容として、まず、ロースクール内のFD活動を担う組織や体制についてふれた上で、実際にこれまで行ってきたFD活動の取り組みについて、学生の授業評価や教員間での授業参観などを中心に、その他外部講師による研修会の開催やFDニュースの発行等さまざまな取り組みについて紹介している。

これらの活動は、ひとえにロースクールにおける授業改善を目的としたものであり、研究・教育活動の充実化を図るための実践である。

はじめに

わが関西学院大学ロースクール（関西学院大学大学院司法研究科法務専攻）は、司法改革の一つの結実したかたちで、全国の他大学のロースクールと同様に2004年4月に開学した。以来約7年が経過した。本学全体でも、すでにいわゆるFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動が、総合教育研究室（当時）を中心として積極的に取り組まれてきたが、わがロースクールは、これらの歩みを一歩進めるかたちで推進してきた。

筆者は、ロースクール開学当初から今日に至るまで科内FD委員を務めてきた。そこで本小稿では、わがロースクールにおけるこれまでのFD活動の取り組みの一端を紹介することによって、いまいちどわがロースクールの置かれた現状を客観視し今後の改善の方向性を展望すること、あわせてFD活動に取り組んでいる他の部局への参考材料とさせていただきたいと思う。

なお、ロースクールにおいても法律上いわゆる第三者評価が義務づけられており、わがロースクールも、すでに2008年には財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受けているが（全体的な評価は、財団の評価基準に「適合」しているとの評価をいただいている。財団法人日弁連法務研究財団『関西学院大学大学院司法研究科評価報告書』2008年10月17日参照）、本稿は、その認証評価に先立って提出した自己点検報告書をベースに執筆したものであるが、意見やコメントにわ

たる部分は、筆者自身の個人的見解であることをお断りしておく。

そこで以下では、認証評価のときの評価項目である「（第4分野）教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み」における二つの小項目である「FD活動」と「学生評価」に分けて述べることとする。

1. FD活動

1.1 FD活動の組織及び体制

本学ロースクールでは、いわゆるFD活動として、以下に述べるような教育内容・教育方法の改善に向けた組織的な取り組みを行っている。

まず、FD活動の実施体制についてであるが、司法研究科教授会のもとにFD活動を企画推進・管理統括する委員会として「自己評価・FD委員会」を組織し、この委員会を中心に、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整えている。なお、現在の「自己評価・FD委員会」は、2006年度までは、「自己評価委員会」の名称で、現実にはFD活動と本研究科の自己点検・評価全般をあわせて取り組んでいた委員会を、実態に合わせて名称変更したものである。本委員会は、原則として毎月1回開催されている。

1.2 FD活動の内容

FD活動については、教授会および自己評価・FD委員会を中心に、その取り組みを実践している。委員会の開催やその内容については、以下の通りである。

(1) FD活動の計画及び立案、それらの情報の各教員への周知と参加の呼びかけ

全般的な体制としては、自己評価・FD委員会において、教員相互の授業参観やその後の意見交換会、教育方法に関する研修会等を行い、これらの企画を教授会において各教員に周知し、参加支援を求めている。

(2) 学生の授業評価およびその報告書の作成、公表

学生の授業評価については、「授業評価アンケート」というかたちで両学期ともに実施されている。まず学期の中間時点での「中間アンケート」を実施したうえで、学期終了時（授業の最終回）に正式なかたちでの授業アンケート調査を行っている。中間アンケートは、各教員の手による、主として自由記述形式のアンケート調査であり、各教員はそれを踏まえて授業方法を改善したり、あるいは学生に授業方法・内容について説明・徹底するなどしたうえで後半の授業を進める。

最終のアンケートについては、現在では授業時間の最初の10分程度の時間をとって教務補佐により実施しており、自由記述項目等を含めて全項目について、担当教員の目をまったく通さずに業者によるデータ処理がなされており、きわめて匿名性が保たれている。なお、いずれの調査も授業時間を割いて実施しているので、回収率は90%を優に超えている。

(3) 教員相互間の授業参観の実施と報告書の作成

各教員相互間の授業参観については、2005年度以降は、毎学期の中間点前後の時期に2週間の

「授業参観ウィーク」を設定し、その間に全教員が少なくとも1回は他の教員の授業を参観し、それぞれの報告書を提出することとした。また、同じ時期に、2005年度は学生の評価の高い授業、2006年度以降は未修者の法律基本科目の授業の中から参観推奨科目を設けて、多数の教員が一斉参観を行い、参観後に、学生を交えた意見聴取および、別途参観した教員および参観を受けた教員による意見交換を行っている。

授業参観者には、「感想・コメント記入用紙」が手渡され、1. 使用教材・事前予習資料・当日配付資料、2. 授業の内容・方法・進め方、3. 学生の参加状況・受講態度、および4. 当該授業に関する意見・感想を記載して提出することが求められている。

これらの授業参観や意見交換会には、専任教員の多数が参加しており、とくに授業参観推奨科目の授業参観後に行われる履修学生と参加教員との意見交換会では学生の生の声を聞くことができるという点で意義は大きいが、実務家教員の参加がやや少ない状況となっている。

(4) 成績評価基準についてのアンケートの実施と提案

成績評価基準について、当時の自己評価委員会が、2005年10月に各教員に対するアンケートを実施し、その結果を分析したうえで、2006年3月に、成績評価の分布割合の目安、成績評価の構成要素の説明・提示、再試験の存在意義・採点基準等について、提案（「成績評価に関する検討事項の提案」）としてまとめた。その後、この提案を基礎として教務関係委員会が中心となって成績評価の厳格化と成績評価基準の明示の方向での改革がなされ、また「再試験」は種々の議論を経たうえで、必ずしも教育上の効果が上がらないとして廃止されることとなった。

(5) 未修者に対する教育方法についての検討

これまでの重点的な取り組みとして、未修者に対する教育方法についての検討が挙げられる。

すなわち、授業評価アンケート等において、1年次の法律基本科目の評価が相対的に低く、授業の満足度が高くないこと、教員の側でも純粹未修者といわゆる隠れ既修者が混在する中で授業設計の困難さが指摘されてきた。そこで、この問題に集中的に取り組むこととし、2007年3月に1年生法律基本科目授業担当者と1年生との意見交換会および法律基本科目授業担当者会議を統けて開催したのをはじめとして、1年次の基礎演習クラス単位での個別面接の実施や教員からの授業改善提案を受けての拡大教授会での懇談、一斉授業参観として2007年度前期に民法IV（不法行為法）、後期に民事訴訟法を取り上げての意見交換等を行った。1年生法律基本科目授業担当者と1年生との意見交換会は、2008年2月にも実施した。これらの意見交換の主な内容は、①1年生の授業を行ううえでどんな点に困難を感じているか、②1年生で教えるべき内容は何か、③満足度をあげるためににはどんな工夫・改善が必要か（授業方法だけでなく、制度的問題も含めて）等である。

また、必ずしも1年次の教育にとどまらないが、民事系科目間の意見交換を行うためのFD会議を2007年8月30日に行った。

(6) 外部講師を招聘しての研修会

2005年8月には、慶應義塾大学経営管理研究科教授・高木晴夫氏を招いて「ケースメソッドの

原理と難しさ」というタイトルで講演していただき、教育方法に関する研修会を行った。

2006年8月に元大阪大学大学院高等司法研究科教授（現在ブリティッシュ・コロンビア大学法學部教授）の松井茂記氏を招いて憲法の模擬授業を行っていただいたうえ意見交換を行った。

2008年8月には、ツリーアイランズ株式会社代表取締役の木島浩嗣氏を招いて、インストラクションデザインという手法を用いた教授法について講演していただき、教授の仕方に関する研修会を行った。

2009年3月には、神戸大学法科大学院教授・磯村保氏を招いて、神戸大学法科大学院でのFD活動の工夫、本学のカリキュラム全般の在り方や未修者教育の在り方についての全国的な動向や論点についての講演をしていただき、意見交換を行った。さらに、同年5月には、実務家講演会として、大阪弁護士会所属の高見秀一弁護士を招いて、「裁判員制度と弁護活動」と題して講演会を開催した。

2010年5月には、獨協大学法科大学院教授・花本広志教授を招いて「ロースクール生のための勉強の仕方」と題して講演をしていただき、講演会終了後意見交換を行った。

なお、これらの研修会は、純粹にわれわれ教員だけのために開催されたものや、教員のみならずその対象を学生にも向けて行われたものもある。研修会の一部は、ビデオやDVDとして記録として残しているものもあるし、その概要をつぎのFDニュースとして文書化しているものもある。

(7) FDニュースの発行

(6)の研修会の概要ばかりではなく、ロースクールにおける広くFD活動にかかわることがら（例えば、授業参観での意見交換の記録等）については随時FDニュースの発行というかたちでロースクール内で広報・周知徹底している。2011年3月までに、すでに7回発行済みである。

(8) 弁護士会からの授業参観

2004年度から毎年兵庫県弁護士会からの授業参観の受け入れもあり、それぞれ見学者数名による参観を受け入れている。

1.3 その他

自己評価・FD委員会が実施しているものではないが、以下のような、FDにつながる活動も行っている。

(1) 先進的教育手法の研究・開発

2004年度から3年間にわたり、文部科学省の形成支援プログラム「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開」において、シミュレーションを用いた先端的な教育方法の研究と実践を重ね、3回の国際シンポジウムと1回の国内シンポジウムを行ったほか、実験的な授業実践や講師を招いての研究会、海外調査等の活動を精力的に行ってきた。これらの活動によって本研究科が蓄積した成果は、FD活動に大きく生かされている。さらに、2007年度からは、この成果のうえに、文部科学省の専門職大学院等教育推進プログラムとして本研究科の「先進的シミュレーション教

育手法の開発」が採択され、教育推進プログラム委員会を中心に、シミュレーション教育の先端的な開発・実践を更に継続して展開している。

(2) 教員と学生との意見交換会

これは、とくに授業方法に関するテーマにとどまらないが、広く学生の意見を採り入れるために毎年少なくとも行っている。意見交換会には、主に本研究科の科長室委員会のメンバーがあたっている。

(3) その他

同一科目につき複数のクラスを設けて授業を実践する場合など、クラス間での授業運営や成績評価に差異が生じることなどを防止するために、同一シラバスのもとに、授業での到達目標や教材・試験問題の統一化をはかったり、科目によっては、答案の複数教員による採点などを行っている。これらの実践のために、担当教員間で頻繁な協議が行われている。

1.4 認証評価結果

冒頭でのべた日弁連法務研究財団の認証評価では、「B」（「A+」から「D」までの多段階評価で、「B」は「よく実施できている」という内容である一筆者注）の評価を受け、その理由として「FD に関する組織体制は整備されており、自己評価・FD 委員会を中心に、授業評価アンケートを重視しながら、それにとどまらない多彩で充実した取り組みがなされている。しかしながら、FD 活動が全教員を巻き込んだ活動にまで至っておらず、全体として、FD の取り組みが質的・量的に見て充実しているとまではいえない。」と指摘されている。

2. 学生評価

2.1 学期ごとの授業に関する評価アンケート

学期ごとの授業に関する評価アンケート調査は、オープン以来 3 度にわたって修正が加えられ、現在、「教員のおこなう授業内容と方法」について 8 項目、「学生自身の授業に臨む態度」について 3 項目、「授業のレベル及びクラス規模」について 2 項目、そして「自由記述項目」が 3 項目実施されている（アンケート用紙は、本稿末に添付した）。

アンケートの実施については、自己評価・FD 委員会が実施主体となり、学期ごとの授業に関する評価アンケート調査を年に 2 回実施している。これは、講義最終日に事務室ならびに教務補佐によって 10 分程度時間を取り、定型フォームによる項目別 5 段階評価（その他に自由記述欄を設けている）に記入させるものである。

これらの学生アンケートと並んで、講義担当者自身の講義についての自己評価を学生の評価に合わせて実施している。これは、学生のアンケート結果とほぼ同時に実施されており、各教員は学生の授業評価結果はもちろん、最終試験実施前の段階で授業を振り返って自己評価の記入を行っている。さらに、2005年度秋学期より、学生のアンケート結果を講義担当者に通知した後、この結果を見たうえでの講義担当者からのコメントの提出も求めている。このような試みは関西学院大学では初めてのものであり、学生の授業評価と相互に比較検討することでより良い授業の

ヒントが得られるものと思われる。このアンケートの回収率は、平均90%を超えていている。

2.2 中間アンケートの実施

定期的な授業評価アンケートに加えて、2006年より、学期途中で開講全授業科目を対象に「授業に関する意見・要望等」について自由記述の方式で（記名でも無記名でも可。既修・未修の別を記入させること等も可）「授業に関する中間アンケート」を実施している。これは、春学期および秋学期の各中間時点で2回、教員が各自授業時間中に実施するものである。中間アンケートでは、教科担当教員が学期途中での学生の評価や意見が授業改善のために生かされることが期待されている。中間アンケートの実施率も、近年きわめて高い数字となっている。

2.3 評価結果の授業等の改善への活用

アンケートの集計処理は、自由記述欄の内容まで入力している。アンケート調査の結果は、データ処理を行った後、自己評価・FD委員会により分析検討され、「授業評価結果概要・分析」として分析と課題をまとめた報告書を刊行し、またその内容を法科大学院内のインターネットで公表している。報告書は、各教員・各科目ごとに一覧表およびグラフでまとめられ、特にグラフはレーダーチャートを用い、一目で評価の程度がわかるような工夫が施されている。また、各授業担当教員に対しては、上記学生への公表内容に加え、自由記述欄の内容が配付されている。

自由記述欄の公表については、自己評価・FD委員会において継続的に議論を行い、また教授会においても懇談を行ったが、自由記述の中に若干見られる心ない誹謗・中傷的な記述を公表することによる弊害等の指摘も強く、公表しない方向が維持されてきた（なお、自由記述を含む学生の評価結果に対する教員のコメントは学生に公表されている）。

しかしながら、2009年度より、事前に自己評価・FD委員会が誹謗・抽象的な記述がないかチェックし、それらを慎重に検討したうえで該当箇所があればそれらを削除したうえで授業担当者に返すことになった。さらには2010年度からそれらを小冊子にして授業担当者間に配布することになった。これらの試みは、各授業担当者間で必要な情報は共有すべきであるとの観点からである（逆にいって、人格攻撃的な記述は誰も共有すべきではないことになる）。

2.4 アンケート調査以外の方法

(1) 1年生法律基本科目授業担当者による1年生との意見交換会

1年生法律基本科目授業担当者による1年生との意見交換会が2007年3月より行われている。その内容は、a. 1年生の授業を行ううえでどんな点に困難を感じているか、b. 1年生で教えるべき内容は何か、c. 満足度をあげるためにどんな工夫・改善が必要か（授業方法だけでなく、制度的問題も含めて）、であり、多くの1年生の参加を得ることができた。

(2) 1・2年生学生と教員との意見交換会

同じ趣旨で、1・2年生学生を対象とした意見交換会も実施されている。

2.5 認証評価結果

冒頭の日弁連法務研究財団の認証評価では、「A」の評価を受け（「A」は「非常によく実施で
きている」という内容である）、その理由として「学生による評価を把握し活用する取り組みが
非常に充実している。」とのコメントが付されている。

おわりに

以上、ごく簡潔にわがロースクールにおける FD 活動の一端を紹介してきたが、依然として多くの問題点や改善箇所を残しているのが現状であろうと思われる。いちいちそれらを列挙してい
るいとまはないが、本稿がそれら改善のたたき台となり、あわせて他の部局への参考資料となれ
ば望外の幸いである。

授業に関するアンケート

関西学院大学 大学院司法研究科

このアンケートは、より充実した授業にするための資料とするものです。

この調査結果が、あなたの成績に影響することはありません。率直に、かつ責任ある回答をしてください。

回答は、該当する選択肢の数字を塗りつぶしてください。

■記入の注意

①Hの鉛筆でマークしてください。

②訂正はきれいに消し、消しきずを残さないでください。

良い 悪い マーク うまい

■実施学期:

■授業科目名:

クラス

■授業担当者名:

■曜日・時間:

曜限

*あなた自身のことについて

①学年

①1年 ②2年 ③3年

②既修者・未修者

①既修者 ②未修者

③出身学部

①法学部(法律学専攻) ②その他

(1)教員の授業内容と方法について

回答選択肢 5:強くそう思う 4:そう思う 3:どちらとも言えない 2:そう思わない 1:全くそう思わない



- Q1. 授業内容は、シラバスで示された主題や目的に十分に沿っていたと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q2. 教員は、学生の理解度を確認しながら授業を進める工夫をしていたと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q3. 教員は、十分に準備をして授業に臨んでいたと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q4. 教員は、双方向、多方向授業の工夫をしていたと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q5. 教員の説明は、わかりやすかったと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q6. 教員は、履修者の質問に的確に応えていたと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q7. あなたは、この授業によって法的知識や法的思考力(分析力や判断力)が増大したと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q8. あなたは、この授業は履修者にとって満足できるものであったと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)

(2)学生自身の授業に臨む態度について

- Q9. あなたは、この授業でわからないところがあれば質問をしたと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q10. あなたは、この授業を受けるに当たって十分に予習をしたと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- Q11. あなたは、この授業を受けるに当たって十分に復習をしたと思いますか。 (5) (4) (3) (2) (1)

(3)授業レベル・規模について

回答選択肢 5:多すぎる 4:少し多い 3:適度 2:どちらかと言えば楽だった 1:楽だった



- Q12. 授業で求められる予習の量はどう感じましたか。 (5) (4) (3) (2) (1)
- 回答選択肢 5:多い 4:やや多い 3:適切 2:やや少ない 1:少ない (5) (4) (3) (2) (1)
- Q13. 1クラスあたりの履修者数は適切でしたか。 (5) (4) (3) (2) (1)

(4)追加設問(担当教員の指示があればこたえてください)

回答選択肢 5: 4: 3: 2: 1:



- Q14. (5) (4) (3) (2) (1)

裏面につづきます

(5) 記述評価項目(この項目の回答は筆跡がわからないよう全てタイプ打ちされます)

a) この授業で良かったところを具体的に書いてください。

b)この授業をよりよくするための提案があれば書いてください。

c) 予習・復習に関する意見(例えば予習や復習が十分にできなかつたとすればその要因は何か等)を書いてください。

ご協力ありがとうございました